

台東区サッカー連盟規約

第1条 総則

- 名称 この連盟を台東区サッカー連盟（以下連盟）という。
- 所在地 連盟の事務所は、連盟理事長宅（事務所）とする。
- 構成 連盟は、役員・各部会（大会）参加チーム代表者で構成する。

第2条 目的

連盟は、ジュニア世代からシニヤ世代に渡る生涯スポーツとしての、サッカー競技の台東区内における振興・発展・周知を一番の目的とし、その為の育成・親睦事業を開催する事を目的とする。

第3条 構成員

連盟の目的・趣旨に賛同し、各部会並びに連盟主催の各大会及び、各講習会に参加する団体の代表者及び個人により構成する。

第4条 役員

- 1、役員 連盟に次の役員を置く。
- 会長 1名
 - 副会長 1名
 - 理事長 1名
 - 副理事長 1名
 - 理事 若干名（各部部長・副部長）
 - 監事 2名（監査役）
- 2、任務 役員は、次の任務を遂行しなければならない。
- 会長は、連盟を代表し連盟の会務を統括する。
 - 副会長は、会長を補佐し会長に支障が有る時は、その職務を代行する。
 - 理事長は、連盟の会務の統括責任者として、会務全般に関り事業の推進に充る。
 - 副理事長は、理事長を補佐し、会務全般に関り事業の推進に充り、理事長に支障が有る時は、その職務を代行する。
 - 理事は、担当する部会の責任者として、部会員と協力し各事業の推進に充る。
 - 幹事は、連盟各事業に対し的確に行われているか、監査する。
（会計及び事業監査）
- 3、選任 ● 役員は、構成員より推薦され、総会にて承認された者とする。

- 会長・副会長・理事長・理事・幹事は、推薦承認された者の、互選で決定する。

4、運 営 連盟は役員により運営され、必要に応じ役員会を開催する。
役員会では、次の事項について、討議・決定する。

- 会則の改訂
- 役員の改正・互選
- 予算作成と決算報告及び出金に対する承認
- 関係団体への加入・脱退
- 行事・催し物の決定

5、任期及び欠員の補充

- 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。
- 任期の起点は毎年4月1日とする。
- 欠員が生じた時はその都度補充する、但し補充された役員の任期は、前任者の残り期間とする。

6、除 名 役員が連盟の規約に違反し又は、秩序を乱し連盟の品格を著しく損なう行為を行った場合、役員の3分2の議決を持って除名する事が出来る。

第5条 部 会

1、部 会 連盟に次の部会を置く。

- 運営部
- 少年部
- 成年部
- 壮年部
- 審判部
- 技術部
- フットサル部
- 会計部

2、任 務 各部会は、次の各事業を行う。

- 運営部 連盟各部会が行う事業の計画・開催に当り、各部会間の調整に当ると共に、部会に属さない事業の計画・開催を行い
区内外の関係団体との協力体制を確立し、連盟の事業推進に努める。
- 少年部 区内の小中高等学校・小中高校生対象のクラブで連盟加盟の意志を示した団体を統括し、各事業の計画・開催を行い、関係各団体との協力体制を確立する。

- 成年部 区内の18歳以上の者を対象とした団体で、連盟加盟の意志を示した団体を統括し、各事業の計画・開催を行い、関係団体との協力体制を確立する。
- 壮年部 区内の40歳以上の者を対象とした団体で、連盟加盟の意志を示した団体を統括し、各事業の計画・開催を行い、関係団体との協力体制を確立する。
- 審判部 連盟に加入する各団体の審判に対して、各講習会・研究会の計画・開催を行い加盟団体の審判技術の高揚に努める。
- 技術部 連盟に加盟する団体のサッカー技術の高揚に繋がる各事業の計画・開催を行う、小学生対象のトレーニングセンター・区民大会参加チームを対象とした、都民大会参加の為の選抜チームの編成及びシニヤ（R40）の都民大会参加チームの編成を行う。
- フットサル部 フットサル競技の周知を図り、各カテゴリー毎の大会の企画・運営を行う
- 会計部 連盟の会計を処理する。

第6条 会計

- 1、経費 連盟の経費は、登録費・補助金・大会参加費・その他の収入を此れに充当する。但し寄付金等を受ける場合は、役員会の了承を受けなければ成らない。
- 2、登録費 連盟に所属する団体・個人は、年度始めに登録費を納入しなければ成らない。金額に関しては、別途定めるものとする。
- 3、大会参加費 各部会の行う大会に参加するに当り、大会事に取り決める参加費を納入しなければならない。
- 4、会計年度 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 5、会計報告及び会計監査
連盟の会計報告及び会計監査は、年1回行いその結果を、役員会及び総会の席上構成員に報告し、承認を得るものとする、尚会計監査は幹事の職務とする。

第7条 諸費用規定

- 1、目的 この規定は、役員及び構成員が当連盟の活動をする場合、必要な諸費用に関する事項を定める。
- 2、支払内容 各部会の行う事業に関する費用及び連盟を代表して出席する関係団体の催し物・会議・打ち合わせに必要な経費。

2008年4月 改訂

2012年4月 改訂